

[事案 29-84] 損害賠償請求

・平成 30 年 1 月 27 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から税金がかからない旨の説明を受けたことを理由に、相続税相当額の賠償を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

募集人から「この方法であれば一切税金がかからない」との説明を受け、親から贈与を受け、平成 26 年 12 月に終身保険を契約したが、その後親が亡くなった際に相続税がかかったので、相続税相当額を賠償してほしい。

なお、募集人は、自分が本契約について契約者貸付を受けたことを他の親族に伝えたが、これは個人情報の漏洩にあたる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、「この方法であれば一切税金がかからない」とは説明していない。
- (2) 募集人が贈与税の説明をしていないことは認めるが、税金に関しては契約者自身が確認すべき事項であり、保険会社が説明義務を負うものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が相続税相当額を賠償すべきとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人の親と申立人が、現金の暦年贈与ではなく、本契約を選択したのは、そこに何らかの税の軽減効果を期待したからであり、そのことは募集人も承知していた。しかし、本契約の内容は、将来の相続税の支払いの原資を確保する意味等があったとしても、上記期待を満たす方法としては疑問と言わざるを得ない。
- (2) 申立人が契約者貸付を受けたことを、募集人が申立人の親族に伝えたことは、申立人を特定して伝えたわけではなかったとしても、不適切な行為であったと考えられる。